

記者発表資料

令和8年6月19日
九州地方整備局

◎工事関係者事故を発生させた下記業者について、6週間、九州地方整備局発注の一般競争入札の参加資格の停止及び指名競争入札等における指名停止を実施しました。

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名 : 西日本興業株式会社
業者の住所 : 鹿児島県薩摩川内市隈之城町1856-1
2. 指名停止措置期間 : 令和8年6月19日 ~ 令和8年7月30日
(6週間)
3. 指名停止措置の範囲 : 九州地方整備局管内
4. 事実概要
本件は、西日本興業株式会社が受注した鹿児島国道事務所発注の「鹿児島3号土橋地区改良(その4)工事」において、令和7年12月10日に移動中のバックホウのキャタピラーが、背を向けて測量作業をおこなっていた被害者の腰部のベルトに装着した釘袋内のハンマーを下方に押し込んだことで、ベルトが腹部に食い込む形となり、その圧力で骨盤骨折及び内臓を損傷した結果、事故の3日後、被害者が死亡する事故を発生させたものである。
5. 指名停止措置理由
西日本興業株式会社が鹿児島国道事務所発注の「鹿児島3号土橋地区改良(その4)工事」において、工事関係者事故を発生させたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(以下「措置要領」と総称する。)の別表第1第7号(下記参照)に該当する。
従って、本件については、指名停止6週間を適用する。

<措置要領別表第1>

措置要件	期間
7 (安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 地方整備局発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上4ヵ月以内

<問い合わせ先>

国土交通省 九州地方整備局(福岡市博多区博多駅東2-10-7)
代表: 092-471-6331
総務部契約課長 真次 慶一 (内線 2511)
(契約課直通: TEL092-476-3509)
企画部技術管理課長 中島 昇 (内線 3311)
(技術管理課直通: TEL092-476-3546)
港湾空港関係
総務部契約管理官 大崎 憲一 (内線 290)
(経理調達課直通: TEL092-418-3345)